

2022年3月4日

Japan tax alert

EY税理士法人

欧州議会、EUの国境炭素調整メカニズムに関する勧告を提出

EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/en_gl/tax-alerts

エグゼクティブサマリー

2021年夏、欧州委員会は一連の提案(「Fit for 55」政策パッケージ、[EY Global alert / EY Japan 税務アラート](#))を公表しました。このパッケージは、欧州連合(EU)の気候、エネルギー、土地利用、輸送、税制の各政策を、2030年までに温室効果ガス(GHG)の純排出量を1990年比で少なくとも55%削減するという目標と、2050年までに欧州で気候中立を達成するという包括的な目標に合わせて調整することを目的としています。

その一つが、EUに輸入される特定の製品に炭素価格を導入する「国境炭素調整メカニズム(CBAM)」です。CBAMの提案は、欧州議会(EP)とEU理事会によって制定される予定です。通常の立法手続きでは、CBAMの責任委員会は、環境と公衆衛生と食品の安全性に関する欧州議会委員会(ENVI)であると定められています。2021年12月、ENVIは本提案の第一読会を終え、EPに勧告を提出しました。勧告は、より広い範囲をカバーする迅速な展開を目指し、当初の草案を大幅に変革するものと見られています。勧告の詳細は以下のとおりです。

本アラートの詳細は、2022年3月1日付EY Global Tax Alert「[European Parliament provides recommendations on EU Carbon Border Adjustment Mechanism](#)」(英語のみ)をご覧ください。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

関谷 浩一	パートナー	koichi.sekiya@jp.ey.com
大平 洋一	パートナー	yoichi.ohira@jp.ey.com
岡田 力	パートナー	chikara.okada@jp.ey.com
原岡 由美	パートナー	yumi.haraoka@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html>を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY 税理士法人について

EY 税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、ey.com/ja_jp/people/ey-taxをご覧ください。

©2022 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

Japan Tax SCORE 20220304

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp